

毎週月・水・金曜日発行

富 山 県 報

平成21年 3 月31日

火 曜 日

号 外(26)

目 次

規 則

- 富山県税条例施行規則の一部を改正する規則 1

訓 令

- 富山県税事務取扱規程の一部を改正する訓令 60

規 則

富山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成21年 3 月31日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第25号

富山県税条例施行規則の一部を改正する規則

富山県税条例施行規則（昭和29年富山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

第24条第 1 項中「第 700条の21第 1 項」を「第 144条の29第 1 項」に、「第 700条の14の 3 第 1 項」を「第 144条の20第 1 項」に改める。

第33条中「第47号様式、条例」の次に「第 125条第 2 項又は」を加え、「又は第 173条の11第 2 項」を削る。

第35条中「第88条の 2 第 1 項」の次に「、第 125条第 1 項」を加え、「、第 173条の11第 1 項」を削る。

第42条中「第53条第41項若しくは第42項」を「第53条第45項若しくは第46項」に、「同条第43項」を「同条第47項」に改める。

第52条から第59条までを次のように改める。

(自動車取得税に係る書類の様式)

第52条 自動車取得税に係る書類について、この規則に別に定めがあるものを除くほか、次の表の左欄に掲げるものの様式は、それぞれ同表の右欄に掲げるところによる。

書類の種類	様式
条例第 123条第 2 項の規定による修正申告書（自動車取得税修正申告書）	第99号様式
法第 125条第 2 項の規定による申告書（自動車取得税徴収猶予申告書）	第 100号様式
法第 125条第 5 項において準用する法第15条第 4 項の規定による通知書（自動車取得税徴収猶予決定通知書）	第 101号様式
法第 125条第 5 項において準用する法第15条の 3 第 3 項の規定による通知書（自動車取得税徴収猶予取消通知書）	第 102号様式
法第 125条第 6 項の規定による申請書（自動車取得税還付申請書）	第 103号様式
法第 126条第 1 項の規定による申請書（自動車取得税免除承認申請書）	第 104号様式
法第 129条第 4 項、第 132条第 5 項又は第 133条第 4 項の規定による通知書（自動車取得税・更正・決定・加算金決定通知書）	第 105号様式

(証紙代金収納計器による表示の方法)

第53条 条例第 123条第 2 項及び第 143条第 3 項に規定する証紙代金収納計器による表示の方法は、第 106号様式による印影を申告書又は修正申告書に押捺することによることとする。

(証紙代金収納計器の取扱い等)

第54条 証紙代金収納計器は、知事の指定する証紙代金収納計器取扱人（以下「計器取扱人」という。）が取り扱うものとする。

2 計器取扱人の指定を受けようとする者は、第 107号様式による証紙代金収納計器取扱人指定申請書を知事に提出しなければならない。指定に係る事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- 3 知事は、計器取扱人が条例又はこの規則の規定に違反したときその他計器取扱人として不適当な事由があると認めるときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 知事は、計器取扱人を指定したとき、又は指定を取り消したときは、直ちにこれを告示するものとする。
- 5 計器取扱人は、第 108号様式による標札を利用者に見易い箇所に掲示しなければならない。
- 6 知事は、必要があると認めるときは、計器取扱人に対し、証紙代金収納計器の使用の方法その他必要な事項について指示をし、又は報告を求めることができる。
(表示の無効)

第55条 著しく汚染し、損傷し、又は不鮮明な証紙代金収納計器による表示の印影又は所定の箇所以外の箇所にされた表示の印影は、無効とする。

(納税済印)

第56条 条例第 123条第 2 項ただし書及び第 143条第 3 項ただし書に規定する納税済印の様式は、第 109号様式による。

(始動票札の買い受けの方法等)

第57条 計器取扱人は、証紙代金収納計器により自動車取得税額及び自動車税額の印影を表示する場合は、あらかじめ、第 110号様式による証紙代金収納計器始動票札買受申請書を提出し、始動票札の交付を受けなければならない。

- 2 計器取扱人は、始動票札の交付を受けたときは、富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第50条第 1 項に規定する繰替払納付書により、交付を受けた始動票札の買受代金を交付を受けた日の翌日から起算して 3 日以内に納付しなければならない。この場合において、次条第 1 項ただし書又は第 2 項ただし書の規定による還付金があるときは、これを控除するものとする。
- 3 計器取扱人が前項の規定により始動票札の買受代金を納付する場合においては、交付を受けるべき取扱手数料は、当該買受代金から繰替払するものとする。
- 4 第 1 項の事務及び次条の事務その他始動票札の交付に関する事務は、事務所長をして行わせるものとする。
- 5 計器取扱人は、第 2 項の納期限後にその交付を受けた始動票札の買受代金を納付する場合においては、当該金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金

額を加算して納付しなければならない。

（始動票札の返還及び未使用の印影の返還）

第58条 計器取扱人は、買い受けた始動票札を返還してその買受代金の還付を受けることができない。ただし、知事が前条第 1 項に規定する始動票札の様式を変更したとき、その他やむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

2 計器取扱人は、押捺した未使用の印影を返還して現金の還付を受けることができない。ただし、知事が第53条に規定する印影の様式を変更したとき、その他やむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

（取扱手数料）

第59条 知事は、計器取扱人が 4 月 1 日より翌年 3 月31日までの間において買い受けた始動票札の合計額を次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額を、証紙代金収納計器に係る取扱手数料として毎年度知事が定める範囲内において交付するものとする。この場合において、前条第 1 項ただし書の規定により返還された始動票札又は同条第 2 項ただし書の規定により返還された押捺した未使用の印影があるときは、当該返還にかかる額を買い受けた始動票札の合計額より控除するものとする。

買い受けた始動票札の合計額	取扱手数料率
1 億円以下の金額	100分の 1.575
1 億円を超える金額	100分の1.05
5 億円を超える金額	100分の 0.525
8 億円を超える金額	100分の 0.315

2 前項の規定により、当該年度の 4 月 1 日から 2 月末日までの間において取扱手数料を交付する場合においては、当該年度の前年度中の買い受けた始動票札の合計額と交付した取扱手数料との割合を取扱手数料率とするものとし、3 月 1 日から 3 月末日までの間において交付する取扱手数料で精算するものとする。

第64条から第80条までを削る。

第63条の表の の項中「第 127号様式」を「第 139号様式」に改め、同表の の項中「第 128号様式」を「第 140号様式」に改め、同表の の項中「第 129号様式」

を「第 141号様式」に改め、同表の の項中「第 132号様式」を「第 142号様式」に改め、同表の の項中「第 133号様式」を「第 143号様式」に改め、同表の の項中「第 134号様式」を「第 144号様式」に改め、同表の の項中「第 135号様式」を「第 145号様式」に改め、同表の の項中「第 136号様式」を「第 146号様式」に改め、同表の の項中「第 137号様式」を「第 147号様式」に改め、同表の の項中「第 138号様式」を「第 148号様式」に改め、同表の の項中「第 139号様式」を「第 149号様式」に改め、同条を第80条とする。

第62条を削り、第61条の11を第79条とする。

第61条から第61条の10までを削り、第60条の 3 を第78条とする。

第60条の 2 第 4 項中「第 126号様式の 3 の 2 」を「第 138号様式」に改め、同条を第77条とする。

第60条の表の の項中「第 124号様式」を「第 134号様式」に改め、同表の の項中「第 125号様式」を「第 135号様式」に改め、同表中

「 条例第 149条の規定による証明書（自動車税納 税証明書）	第 126号様式 」
---------------------------------------	---------------

を

「 条例第 146条の 2 第 4 項の規定による申 告に用いる書類（自動車税減免事由消滅申 告書）	第 136号様式
条例第 149条の規定による証明書（自動 車税納税証明書）	第 137号様式 」

に改め、同条を第76条とし、第59条の次に次の16条を加える。

（定例報告及び使用済の始動票札の返戻）

第60条 計器取扱人は、毎月 5 日までに、第 111号様式による証紙代金収納計器業
務報告書により、前月中の業務の状況を報告しなければならない。

2 計器取扱人は、始動票札の使用を終えたときは、速やかにこれを返還しなけ
ればならない。

（規定の準用）

第61条 第53条から前条までに定めるもののほか、始動票札の取扱いについては、富山県収入証紙条例施行規則（昭和39年富山県規則第13号）に規定する証紙による収入の方法の例による。

（譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納付義務の免除決定通知書の交付）

第62条 事務所長は、法第 125条第 1 項の規定により自動車取得税の納付義務の免除を決定した場合においては、第 112号様式による自動車取得税免除決定通知書をその納税者に交付するものとする。

（自動車の返還があつた場合の自動車取得税の納付義務の免除決定通知書の交付）

第63条 事務所長は、法第 126条第 1 項の規定により自動車取得税の納付義務の免除を決定した場合においては、第 112号様式による自動車取得税免除決定通知書をその納税者に交付するものとする。

（身体障害者に対する自動車取得税及び自動車税の減免の範囲等）

第64条 条例第 125条第 1 項第 3 号に規定する規則で定める障害を有する者は、次の各号に定める者とする。

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（身体に障害を有する小学校就学の始期に達するまでの者で身体障害者手帳の交付を受けていないものを含む。）のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5 号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの。ただし、当該障害を有する者と生計を一にする者又は当該障害を有する者（この号及び次号から第 4 号までに定める障害を有する者のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該障害を有する者（この号及び次号から第 4 号までに定める障害を有する者のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転する場合にあつては、障害の程度が下肢不自由について同表の 4 級から 6 級までの各級、体幹不自由について同表の 5 級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害について同表の 4 級から 6 級までの各級に該当する者以外の者をいう。

障害の区分	障害の級別
-------	-------

視覚障害	1 級から 5 級までの各級
聴覚障害	2 級及び 3 級
平衡機能障害	3 級及び 5 級
上肢不自由	1 級及び 2 級
下肢不自由	1 級から 6 級までの各級
体幹不自由	1 級から 3 級までの各級及び 5 級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち上肢機能障害	1 級及び 2 級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害	1 級から 6 級までの各級
心臓機能障害	1 級及び 3 級
じん臓機能障害	1 級及び 3 級
呼吸器機能障害	1 級及び 3 級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級及び 3 級
小腸の機能障害	1 級及び 3 級
音声言語機能障害	3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 3 級までの各級

戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第 168号）の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2又は第1号表ノ3に定める障害の程度に該当する障害を有するもの。ただし、当該障害を有する者と生計を一にする者又は当該障害を有する者（前号、この号、次号及び第4号に定める障害を有する者のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該障害を有する者（前号、この号、次号及び第4号に定める障害を有する者のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転する場合にあつては、障害の程度が下肢不自由について同法別表第1号表ノ2の第4項症から第6項症までの各項症及び同法別表第1号表ノ3の第1款症から第3款症までの各款症、体幹不自由について同法別表第1号表ノ2の第5項症、第6項症及び同法別表第1号表ノ3の第1款症から第3款症までの各款症に該当す

る者以外の者をいう。

障害の区分	障害の程度
視覚障害	特別項症から第 5 項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第 5 項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第 5 項症までの各項症
上肢不自由	特別項症から第 3 項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第 6 項症までの各項症及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第 6 項症までの各項症及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症
小腸の機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症
音声言語機能障害	特別項症から第 2 項症までの各項症

富山県療育手帳交付要綱（昭和49年富山県告示第 165号）第 2 条に規定する手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けている者のうち障害の程度が、重度と判定されたもの及び小学校就学の始期に達するまでの者で精神の発達が遅滞しているため、日常生活において介護を必要とするもの

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳（通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る。以下同じ。）の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第 155号）第 6 条第 3 項に定める 1 級の障害を有するもの

2 条例第 125条第 3 項に規定する規則で定める書面は、次に掲げるものとする。

前項第 1 号に規定する身体に障害を有する小学校就学の始期に達するまでの者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、身体障害者更生相談所の長が発行する証明書

前項第 3 号に規定する者にあつては、療育手帳

前項第 4 号に規定する者にあつては、精神障害者保健福祉手帳

(身体障害者等に対する自動車取得税の減免額)

第65条 条例第 125条の規定により自動車取得税を減免する場合の減免額は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

条例第 125条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当する自動車の取得税額の全額

条例第 125条第 1 項第 3 号に該当する自動車の取得 次のア又はイに掲げる額のいずれか少ない額

ア 税額の全額

イ 300万円に専ら身体障害者等が運転するための特別の仕様による製造若しくは改造に要した金額又は身体障害者等が利用するための製造若しくは改造に要した金額を加算した額に税率を乗じて得た額

条例第 125条第 1 項第 5 号に該当する自動車の取得 専ら身体障害者等が運転するための特別の仕様による製造又は改造に要した金額に税率を乗じて得た額

(自動車取得税の交付額の算定に用いる資料の提出義務)

第66条 市町村長は、自動車取得税の交付額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する第 113号様式による自動車取得税の交付額の算定資料報告書を、毎年 7 月 15日までに知事に提出しなければならない。

(軽油引取税に係る書類等の様式)

第67条 軽油引取税に係る書類等について、この規則に別に定めがあるものを除くほか、次の表の左欄に掲げるものの様式は、それぞれ同表の右欄に掲げるところによる。

書類等の種類	様式
条例第 136条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申請書(軽油引取税特別徴収義務者登録(変更)申請書)	第 114号様式
条例第 136条の 2 第 3 項の規定による通知書(軽油引取税特別徴収義務者登録通知書)	第 115号様式

条例第 136 条の 5 第 4 項（条例第 136 条の 6 第 8 項において準用する場合を含む。）の規定による返納書（免税軽油使用者証等返納書）	第 116 号様式
条例第 136 条の 9 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による徴収に係る納税通知書	第 117 号様式
法第 144 条の 29 第 1 項の規定による徴収猶予申請書（軽油引取税徴収猶予申請書）	第 118 号様式
法第 144 条の 29 第 2 項において準用する法第 15 条第 4 項前段の規定による通知書（徴収猶予若しくは徴収猶予期間の延長又は換価の猶予若しくは換価の猶予期間の延長決定通知書）	第 30 号様式
法第 144 条の 29 第 2 項において準用する法第 15 条の 2 第 2 項の規定による申請書（差押解除申請書）	第 31 号様式
法第 144 条の 30 第 3 項の規定による通知書（軽油引取税還付（納入義務免除）決定通知書）	第 119 号様式
条例第 136 条の 11 第 1 項又は第 2 項の規定による届出書又は還付申請書（軽油返還届出書又は軽油引取税還付申請書）	第 120 号様式
条例第 136 条の 12 第 1 項の規定による納入免除申請書又は還付申請書（軽油引取税納入免除又は還付申請書）	第 121 号様式
条例第 136 条の 13 第 1 項又は第 2 項の規定による承認申請書又は承認書（軽油引取税免除承認申請書又は免税用途使用承認書）	第 122 号様式
法第 144 条の 44 第 4 項、第 144 条の 47 第 5 項又は第 144 条の 48 第 4 項の規定による通知書（軽油引取税更正・決定・加算金決定通知書）	第 123 号様式
法第 144 条の 47 第 5 項の規定による通知書（軽油引取税不申告加算金（期限後申告分）決定通知書）	第 124 号様式

（特約業者の指定の手続等）

第 68 条 事務所長は、条例第 131 条第 1 項の規定による仮特約業者の指定をしたときは、第 125 号様式による仮特約業者指定通知書を当該指定された者に交付しなければならない。

- 2 事務所長は、条例第 131条第 3 項の規定により仮特約業者の指定の取消しをしたときは、第 126号様式による仮特約業者指定取消通知書を当該取り消された者に交付しなければならない。

第69条 事務所長は、条例第 132条第 1 項の規定により特約業者の指定をしたときは、第 127号様式による特約業者指定通知書を当該指定された者に交付しなければならない。

- 2 事務所長は、条例第 132条第 2 項の規定による特約業者の指定の取消しをしたときは、第 128号様式による特約業者指定取消通知書を当該取り消された者に交付しなければならない。

（軽油引取税の保全担保の提供の命令）

第70条 事務所長は、法第 144条の20第 1 項の規定に基づき軽油引取税の特別徴収義務者に担保の提供を命ずるときは、第40号様式による保全担保提供命令書を当該特別徴収義務者に交付するものとする。

（登録の消除の手續）

第71条 条例第 136条の 2 第 5 項の規定による登録の消除の申請をしようとする者は、第 129号様式による特別徴収義務者登録消除申請書を事務所長に提出しなければならない。

- 2 事務所長は、条例第 136条の 2 第 5 項又は第 6 項の規定による登録の消除をしたときは、第 130号様式による特別徴収義務者登録消除通知書を当該消除された者に交付しなければならない。

（軽油引取税に係る免税の手續）

第72条 事務所長は、条例第 136条の 7 の規定により免税軽油使用者から届出書の提出があつた場合において、調査の結果誤りがないと認めたときは、届出書の副本に第 131号様式による承認印を押印して、届出者に交付しなければならない。

（軽油引取税の還付等の決定通知書の交付）

第73条 事務所長は、法第 144条の31第 1 項又は第 4 項の規定によつて軽油の返還又は軽油引取税額及びこれに係る徴収金の還付に関する決定をした場合においては、第 132号様式による軽油引取税納入義務免除（還付）決定通知書をその特別徴収義務者に交付するものとする。

（軽油引取税に係る特別徴収義務者の証票を紛失した場合の措置）

第74条 軽油引取税の特別徴収義務者は、条例第 136条の 3 第 1 項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者の証票の交付を受けた場合において、当該証票を紛失したときは、直ちに、その旨を事務所に届け出なければならない。

2 事務所長は、前項の届出を受理した場合においては、遅滞なく、当該証票の無効である旨を公告するとともに特別徴収義務者に対し、証票を再交付することができる。

3 前項の公告は、当該事務所の掲示場に掲示して行うものとする。

（軽油引取税に係る免税軽油使用者証等を紛失した場合の措置）

第75条 免税軽油使用者は、条例第 136条の 5 第 1 項又は第 136条の 6 第 4 項の規定により免税軽油使用者証又は免税証（以下この条において「免税軽油使用者証等」という。）の交付を受けた場合において、当該免税軽油使用者証等を紛失したときは、直ちに、第 133号様式による免税軽油使用者証等紛失届を事務所長に提出しなければならない。

2 事務所長は、前項の届出を受理した場合において、その紛失がやむを得ない事由によると認めたときは、遅滞なく、当該免税軽油使用者証等が無効である旨を公告するとともに、免税軽油使用者に対し、免税軽油使用者証等を再交付することができる。

3 前項の公告は、当該事務所の掲示場に掲示して行うものとする。

第81条を削り、第82条を第81条とする。

第83条の表の の項中「第 157号様式」を「第 150号様式」に改め、同表の の項中「第 158号様式」を「第 151号様式」に改め、同表の の項中「第 159号様式」を「第 152号様式」に改め、同条を第82条とする。

第30号様式及び第31号様式中「第68条」を「第67条」に改める。

第40号様式中「第70条の 2 」を「第70条」に、「第 700条の14の 3 第 1 項」を「第 144条の20第 1 項」に改める。

第47号様式の 2 及び第47号様式の 2 中「第 173条の11第 2 項」を「第 125条第 2 項」に改める。

第49号様式 中「第 173条の11」を「第 125条」に改める。

第61号様式備考 5 中「 4,000円」との次に「、平成21年度に賦課決定をされた県民税については、表中「 3,000円」を「 3,300円」とを加える。

第65号様式備考を次のように改める。

備考

- 1 この申告書の記載に当たっては、必ず枠内に記載すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託についてこの申告書を提出する場合にあつては、「法人名」欄には受託者名及び当該法人課税信託の名称を記入すること。
- 3 「 」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 4 「県数」欄は、2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する場合に、当該都道府県の数を記載すること。
- 5 「事業の種類」欄は、製造、加工、修理、小売、卸売等の別を明確に記載すること。
- 6 県内の主たる事務所・事業所には、「摘要」欄に○印を付すること。

第65号様式の2 備考を次のように改める。

備考

- 1 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託についてこの申告書を提出する場合にあつては、「法人名」欄には受託者名及び当該法人課税信託の名称を記入すること。
- 2 事業年度若しくは連結事業年度、法人名又は主たる事務所若しくは事業所の所在地以外について変更があつたときは、「区分」欄に変更した事業を記載し、新旧対照すること。
- 3 県外本店法人の県内の主たる事務所又は事業所の変更の申告の場合においては、その旨を「摘要」欄に記載すること。

第65号様式の2 中「事務所長 殿 」を

「富山県総合県税事務所長 殿」に、

「参考 この申告書は、複写によつて3通作成のうえ、2通を提出し、1通を納税者控えと
すること。」

を

「備考 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託についてこの申告書を提出する場合にあつては、「法人名」欄には受託者名及び当該法人課税信託の名称を記入すること。」

に改める。

第99号様式から第 123号様式までを次のように改める。

自動車取得税修正申告書

年 月 日

富山県総合県税事務所長 殿

納税義務者 (取得者)	住所(所在地)		氏名(名称)		登録(車両)番号				
	(ふりがな)		(ふりがな)		種類		普通車・小型四輪車・小型三輪車・軽自動車		
販売者(譲渡者)			印		車名				
					類別区分番号				
定置場			自動車取得税申告書提出年月日	年 月 日	型式・年式		新車・中古車の区別		
							新車・中古車		
取得年月日	年 月 日	取得原因	売買・譲渡・贈与・交換・代物弁済・その他()		中古車の初度登録年		中古車の場合は取得前の用途		
					年		自家用・営業用・報道用		
修正による納付額	課税標準額	税額	延滞金	合計	用途形状	乗用車・トラック・貨客兼用車・バス・三輪車・牽引車・被牽引車・特種用途車()			
	円	円	円	円					
既に証紙で納付した額	円	円		円					
差引納付額	円	円	円	円					
特例措置	低燃費自動車に係る特例措置の適用	車両重量	エネルギー消費効率		貨物自動車(車両総重量2.5トン以下)の場合	車両総重量	変速装置の方式	構造	
	有	kg	km/l			kg	手動式・手動式以外	A・B	
延滞金	申告納付した日の翌日から、この修正申告書により納付の日までの期間は、その日数に応じ差引納付税額に年14.6パーセント(この修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(ただし、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合で計算した額です。この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。								(受付印)

備考

- 1 当該事項を○で囲むこと。
- 2 証紙は、裏面にはりつけること。

第 100号様式（第52条関係）

年 月 日

富山県総合県税事務所長 殿

納税者

住所（所在地）

氏名（名称）

印

自動車取得税徴収猶予申告書

次のとおり自動車取得税の徴収猶予を受けたいので、地方税法第 125条第 2 項の規定により申告します。

徴収猶予額	円	徴収猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで
登録（車両）番号		種類	
車名		定置場	
自動車取得税申告書提出年月日			年 月 日
譲渡担保財産の認定年月日	年 月 日	債権消滅予定年月日	年 月 日
譲渡担保財産の認定者	住所		氏名
理由			
摘要			

備考 証する書類を添付すること。

第 101号様式（第52条関係）

第 号
年 月 日

納税者

住所（所在地）

氏名（名称） 様

富山県総合県税事務所長 印

自動車取得税徴収猶予決定通知書

次のとおり徴収猶予を決定しましたから通知します。

年度区分	年度	自動車の取得年月日	年 月 日
徴収猶予承認額	円	徴収猶予承認期間	年 月 日から 年 月 日まで
登録（車両）番号		種類	
車名		定置場	
徴収猶予をする理由			

備考

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。
この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 102号様式（第52条関係）

第 号
年 月 日

納税者

住所（所在地）

氏名（名称） 様

富山県総合県税事務所長 印

自動車取得税徴収猶予取消通知書

次のとおり徴収猶予を取り消しましたから通知します。

なお、徴収猶予取消額は、 年 月 日までに必ず納付してください。

徴収猶予承認額	徴収猶予取消額	徴収猶予期限
円	円	年 月 日
徴収猶予取消事由		
摘要		

備考

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。
この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 103号様式（第52条関係）

年 月 日

富山県総合県税事務所長 殿

納税者

住所（所在地）

氏名（名称）

印

自動車取得税還付申請書

地方税法第 125条第 6 項の規定により、次のとおり自動車取得税に係る徴収金の還付を申請します。

還付を受けようとする額	円	納付済額	円
登録（車両）番号		種類	
車名		定置場	
自動車取得税申告書提出年月日		年 月 日	
譲渡担保財産の設定年月日	年 月 日	債権消滅年月日	年 月 日
譲渡担保財産の設定者	住所	氏名	
理由			
摘要			

備考 証する書類を添付すること。

第 104号様式（第52条関係）

年 月 日

富山県総合県税事務所長 殿

申請者

住所（所在地）

氏名（名称）

印

自動車取得税免除承認申請書

地方税法第 126条第 1 項の規定により、次のとおり自動車取得税の免除の承認を受けたいので申請します。

登録（車両） 番号		種類	
車名		定置場	
取得年月日	年 月 日	申告書提出 年月日	年 月 日
理由			
返還した年 月日	年 月 日	返還した販 売会社名	

備考 証する書類を添付すること。

第 105号様式（第52条関係）

			整理番号	
納税義務者			年 月 日	
住所（所在地）				
氏名（名称） 様				
富山県総合県税事務所長 印				
自動車取得税更正・決定・加算金決定通知書				
次のとおり自動車取得税の課税標準及び税 額を更正し、加算金額を決定しましたから通知します。				
なお、この通知により納付すべき税額等は、 年 月 日までに納付してください。				
登録（車両）番号		種類		
車名		定置場		
取得年月日 年 月 日		取得原因		
申告納付年月日 年 月 日		修正申告書提出年月日 年 月 日	申告納付期限 年 月 日	
区分		課税標準	税率	税額
更正又は決定によるもの		円 100		円
既に申告納付したもの		円 100		円
差引計		円		円
加算金額	過少申告加算金	円 100		円
		円 100		円
	不申告加算金	円 100		円
	重加算金	円 100		円
更正又は決定の理由				
備考	1 不足税額については、申告書提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額に年14.6パーセント（この通知書の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（ただし、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額（計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算する。）に相当する延滞金額を加算して納付してください。			
	2 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。			
	3 2の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。 この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。			

第 106号様式 (第53条関係)



第 107号様式 (第54条関係)

年 月 日

富山県知事

殿

申請者

住所

氏名

印

保証人

住所

氏名

印

保証人

住所

氏名

印

証紙代金収納計器取扱人指定申請書

証紙徴収に係る自動車税及び自動車取得税の証紙代金収納計器取扱人として指定されたく、富山県税条例施行規則第54条第 2 項の規定により申請します。

証紙代金収納計器 取扱場所	T E L		
収納計器の名称・ 型式・個有番号		使用台数	台
業務開始予定日	年 月 日	従事人員	名
年間業務計画	取扱件数 金額	件 円	始動票札の 購入方法
摘要			

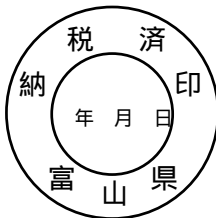
備考

- 1 指定申請事項を変更する場合は、この様式に準ずること。
- 2 保証人の資産等調書及び印鑑証明を添付すること。

第 108号様式 (第54条関係)

年	月	日	指定	指定番号第	号
富山県証紙代金収納計器取扱人					
住所			氏名		

第 109号様式 (第56条関係)



外円直径 2.8センチメートル

内円直径 1.6センチメートル

第 110号様式（第57条関係）

第 号
年 月 日

富山県総合県税事務所長 殿

証紙代金収納計器取扱人

住所

氏名

印

証紙代金収納計器始動票札買受申請書

次のとおり買い受けたいので、富山県税条例施行規則第57条第 1 項の規定により申請します。

区分		金額	摘要
今回買い受けようとする始動票札の買受価格		円	
返還した未使用の始動票札の買受価格		円	
差引（ - ）		円	
返還した未使用の印影	件	円	
払込基準額（ - ）		円	
当年度払込基準額の累計		円	
に対する取扱手数料	100分の	円	
受取済みの取扱手数料の累計		円	
差引（ - ）		円	
今回要払込額（ - ）		円	

備考 及び の欄に金額を記載したときは、それらの金額を証する書類を添付すること。

第 111号様式（第60条関係）

年 月 日

富山県総合県税事務所長 殿

証紙代金収納計器取扱人

住所

氏名

印

証紙代金収納計器業務報告書（ 年 月分）

富山県税条例施行規則第60条の規定により次のとおり報告します。

区分	金額	摘要
前月末の始動票札の残額	円	
当月中の始動票札の買受額	円	
当月中の始動票札の返還額	円	
小計（ + - ）	円	
当月中の始動票札の始動額	円	
のうち返還した未使用の印影額	円	
差引（ - ）	円	
当月末の始動票札の残額（ - ）	円	
当月末の証紙代金収納計器表示額	円	
前月末の証紙代金収納計器表示額	円	
差引当月分（ - ）	円	
当月中に返還した未使用の印影額	円	
当月分使用額（ - ）	円	
当月中に受け取った取扱手数料	円	
受取済みの取扱手数料の累計	円	

第 111号様式付表

使用済始動票札返却状況 (年 月分)

始動票札番号	機械番号 通し番号	購入年月日	使用開始日 使用終了日	使用開始時 の刻印数値	使用終了時 の刻印数値	備考
計						枚

第 112号様式（第62条、第63条関係）

第 年 月 日 号

納税者

住所（所在地）

氏名（名称） 様

富山県総合県税事務所長 印

自動車取得税免除決定通知書

次のとおり自動車取得税の免除（承認、不承認）を決定しましたから通知します。

申請年月日	免除税額	登録（車両） 番号	種類	車名	定置場
承認（不承認） 理由					
摘要					

備考

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。
この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 113号様式（第66条関係）

年 月 日

富山県知事

殿

市町村長

印

自動車取得税の交付額の算定資料報告書

地方税法第 143条第 1 項の規定による交付額の算定資料を次のとおり報告します。

幅員別	道路の延長	幅員別	道路の面積
2.5m以上 4.5m未満 (橋りょうを除く。)	m	2.5m以上 4.5m未満 (橋りょうを除く。)	m ²
4.5m以上 (橋りょう を除く。)	m	4.5m以上 6.5m未満 (橋りょうを除く。)	m ²
木橋	m	6.5m以上 (橋りょう を除く。)	m ²
その他の橋りょう	m	橋りょう	m ²
計	m	計	m ²

備考

- 1 本報告書の道路の延長及び面積は、道路の延長にあつては前年の 4 月 1 日現在における市町村道に係る道路台帳に記載されている市町村道路の延長とし、道路の面積にあつては当該道路の延長に当該道路の幅員を乗じて算定すること。
- 2 本報告書は、幅員 2.5メートル未満の道路は除くこと。ただし、幅員 2.5メートル未満の橋りょうは含むこと。
- 3 報告書提出期限 毎年 7 月15日

第 114号様式（第67条関係）

年 月 日

富山県総合県税事務所長 殿

申請者

住所（所在地）

氏名（名称）

印

軽油引取税特別徴収義務者登録（変更）申請書兼確認調書

富山県税条例第 136条の 2 第 1 項（第 4 項）の規定により次のとおり申請します。

区分		登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
登録（変更）の理由	新規登録（営業の開始、特別徴収義務者としての指定、 軽油の県内への納入） 変更（氏名（名称）、住所（所在地）、事務所（事業所）、 貯蔵設備、軽油の納入地、元売業者）				
特別徴収義務者	住所（所在地）	T E L			
	ふりがな 氏名（名称）				
	ふりがな 代表者氏名				
元売業者	住所（所在地）	T E L			
	氏名（名称）				
元売業者との契約年月日			年 月 日		
特約業者として指定された日			年 月 日		
取引銀行		預金種別		口座番号	
国税関係	青・白・個・法		決算期		
税理士	住所				
	氏名				
摘要					
備考					

- 1 事務所若しくは事業所の営業を開始した場合又は事務所若しくは事業所の営業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合にあつては、付表 を添付すること。なお、付表 に係る登録事項の変更申請の場合にあつても付表 を添付すること。
- 2 引渡しに係る軽油の県内への納入が行われることとなった場合の登録申請にあつては、付表 を添付すること。なお、付表 に係る登録事項の変更申請の場合にあつても付表 を添付すること。

第 114号様式付表 1 (第67条関係)

事務所又は事業所の明細書

枚のうち 枚目

名称	所在地 (T E L)	代表者氏名	営業開始年月日	営業廃止年月日	軽油の貯蔵設備の概要
	()		年 月 日	年 月 日	kl 基 地上、地下、ポータブル kl 基 地上、地下、ポータブル kl 基 地上、地下、ポータブル
	()		年 月 日	年 月 日	kl 基 地上、地下、ポータブル kl 基 地上、地下、ポータブル kl 基 地上、地下、ポータブル
	()		年 月 日	年 月 日	kl 基 地上、地下、ポータブル kl 基 地上、地下、ポータブル kl 基 地上、地下、ポータブル
	()		年 月 日	年 月 日	kl 基 地上、地下、ポータブル kl 基 地上、地下、ポータブル kl 基 地上、地下、ポータブル
	()		年 月 日	年 月 日	kl 基 地上、地下、ポータブル kl 基 地上、地下、ポータブル kl 基 地上、地下、ポータブル
	()		年 月 日	年 月 日	kl 基 地上、地下、ポータブル kl 基 地上、地下、ポータブル kl 基 地上、地下、ポータブル
	()		年 月 日	年 月 日	kl 基 地上、地下、ポータブル kl 基 地上、地下、ポータブル kl 基 地上、地下、ポータブル
	()		年 月 日	年 月 日	kl 基 地上、地下、ポータブル kl 基 地上、地下、ポータブル kl 基 地上、地下、ポータブル

備考 登録の申請の場合は県内に所在するすべての事務所又は事業所について、登録の変更の申請の場合は変更に係る事務所又は事業所について記載すること。

第 114号様式付表 2 (第67条関係)

軽油の納入地等の明細書

枚のうち 枚目

軽油の納入地	軽油の納入を受ける者		摘要
	氏名 (名称)	住所 (所在地)	

備考 軽油の納入が行われなくなつた場合の登録の変更の申請については、その旨を摘要欄に記載すること。

第 115号様式 (第67条関係)

軽油引取税特別徴収義務者登録通知書		
第 年 月 日 住所 (所在地) 氏名 (名称) 様 富山県総合県税事務所長 印 地方税法第 144条の15第 2 項及び富山県税条例第 136条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特別徴収義務者として登録したので通知します。		
特別徴収義務者	氏名 (名称)	
	住所 (所在地)	
	登録年月日	年 月 日
	登録番号	
摘要		

第 116号様式（第67条関係）

年 月 日

富山県総合県税事務所長 殿

免税軽油使用者
住所（所在地）
氏名（名称）

印

免税軽油使用者証等返納書

富山県税条例第 136条の 5 第 4 項（第 136条の 6 第 8 項において準用する同条例第 136条の 5 第 4 項）の規定により、次のとおり返納します。

免税軽油使用者		事務所又は事業所の所在地		
		業種名		
免税軽油使用者証の番号		第 号		
免税証	種類	番号		枚数
		から	まで	枚
		から	まで	枚
		から	まで	枚
		計		枚
返納理由				
第 年 月 日 免許軽油使用者 住所（所在地） 氏名（名称） 様 富山県総合県税事務所長 印 免税軽油使用者証等返納受領書 次のとおり受領しました。				
免税軽油使用者証の番号		第 号		
免税証	種類	番号		枚数
		から	まで	枚
		から	まで	枚
		から	まで	枚
		計		枚

第 117号様式（第67条関係）

（表）

軽油引取税納税通知書												固有番号	
納税者 住所（所在地） 氏名（名称） 様													
年度	県税	税目	免税軽油使用者番号								行為年月		納申
												32	
税額													
延滞金													
合計													
納期限		年 月 日											
課税標準量											税率	円	
税額										円			
納付場所	富山県指定金融機関北陸銀行又は富山県収納代理金融機関												
地方税法第 144条の22（第 144条の25）及び富山県税条例第 136条の9の規定により上記のとおり賦課したから納めてください。													
年 月 日													
富山県総合県税事務所長 印													

(裏)

- 1 納期限後に税金を納付する場合には、その税額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 7.3パーセント（ただし、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年 7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に4パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額（計算の基礎となる税額に 1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が 2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てて計算する。）に相当する延滞金額を加算して納付してください。
- 2 この処分について不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 3 2の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。
この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 118号様式（第67条関係）

年 月 日

富山県総合県税事務所長 殿

特別徴収義務者

登録番号

住所（所在地）

氏名（名称）

印

T E L

年 月分軽油引取税徴収猶予申請書

次のとおり軽油引取税の徴収猶予を受けたいので、地方税法第 144条の29第 1 項の規定により申請します。

申告した税額	円	納入した税額	円	
納期限までに受け取ることのできない税額	円			
徴収猶予を受けようとする税額	円			
徴収猶予を受けようとする期間	年 月 日まで			
徴収猶予を受けようとする理由				
提供する担保	種類	所在地	数量	価額
				円
保証人	氏名	住所	年齢	職業
摘要				

備考

- 1 当該月分の売掛金明細書を添付すること。
- 2 担保の提供については、供託受領証、担保権の登録済通知書又は登録済証を添付すること。
- 3 保証人については、保証書を添付すること。

[illegible]

第 119号様式 (第67条関係)

第 号
年 月 日

特別徴収義務者

住所 (所在地)

氏名 (名称)

様

富山県総合県税事務所長 印

軽油引取税還付 (納入義務免除) 決定通知書

次のとおり軽油引取税額の還付 (充当、納入義務免除) を決定しましたから通知します。

年度						月別					
還付税額	還付申請額	円				納入義務免除税額	申請額	円			
	還付決定額	円									
	上記決定額のうち 充当する額 +	円				決定額	円				
	差引還付する額	円									
充当の内訳	第 年度 税 年 月 日から 年 月 日まで 期 (月) 分					第 年度 税 年 月 日から 年 月 日まで 期 (月) 分					
	徴収金の内訳				計	徴収金の内訳				計	
	充当金額	円	円	円	円	円	充当金額	円	円	円	円
充当年月日	年 月 日					摘要					

備考

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として (訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。
この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 120号様式（第67条関係）

年 月 日

富山県総合県税事務所長 殿

特別徴収義務者

登録番号

住所（所在地）

氏名（名称）

印

T E L

軽油返還届出書（軽油引取税還付申請書）

次のとおり軽油の返還を受けた（軽油引取税額の還付を受けたい）ので、富山県税条例第 136条の11第 1 項（地方税法第 144条の31第 1 項及び富山県税条例第 136条の11第 2 項）の規定により届け出ます（申請します）。

販売契約の相手方の住所（所在地） 及び氏名（名称）			
引取りが行われた年月日		年 月 日	
引取りが行われた数量		. kl	
返還を受けた年月日	年 月 日	返還を受けた数量	. kl
欠減量 $\left\{ \times \frac{1}{100} \left(\frac{0.3}{100} \right) \right\}$			. kl
課税標準量（ - ）	. kl	税率	円
返還軽油に対応する税額又は還付を受けたい税額（ × ）			円
の数量に係る軽油引取税額の納入年月日及び納入税額			年 月 日 円
解約の理由			

備考

- 1 この申請書には、事実を証する書類を添付すること。
- 2 不要の文字を抹消すること。

第 121号様式（第67条関係）

年 月 日

富山県総合県税事務所長 殿

特別徴収義務者

登録番号

住所（所在地）

氏名（名称）

印

T E L

軽油引取税納入免除（還付）申請書

次のとおり軽油引取税額の納入の免除（還付）を受けたいので、地方税法第144条の31第4項（第5項）及び富山県税条例第136条の12第1項の規定により申請します。

免税軽油使用者の住所（所在地）及び氏名（名称）			
特別徴収義務者以外の石油製品販売業者の氏名（名称）			
免許証に記載された数量を超える軽油の引渡数量		. kl	
当該軽油を引き渡した年月日		年 月 日	
欠減量 $\left\{ \times \frac{1}{100} \left(\frac{0.3}{100} \right) \right\}$		kl .	
課税標準量となる数量（ - ）	. kl	税率	円
納入免除申請税額（還付申請税額）（ × ）			円
の数量に係る軽油引取税額の納入年月日及び納入税額			年 月 日 円
摘要			

備考

- 1 免税用途使用承認書を添付すること。
- 2 不要の文字を抹消すること。

第 122号様式（第67条関係）

年 月 日

富山県総合県税事務所長 殿

免税軽油使用者
住所（所在地）
氏名（名称）

印

軽油引取税免除承認申請書

次のとおり地方税法第 144条の31第 4 項（第 5 項）の規定による承認を受けた
いので、富山県税条例第 136条の13第 1 項の規定により申請します。

免税軽油使用者証の番号	第	号
免税軽油以外の軽油を免税用途に供した数量	.	kl
当該軽油を免税用途に供した内容		
当該軽油を免税用途に供した年月日	年	月 日
免税証の交付申請をした数量	.	kl
免税証の交付を受けた数量	.	kl
引き取った販売業者の住所（所在地）		
引き取った販売業者の氏名（名称）		
免税用途に供する必要が生じた理由		
免税証の交付を申請することのできなかつた理由		
.....		
		第 年 月 日
免税軽油使用者 住所（所在地） 氏名（名称） 様		
富山県総合県税事務所長 印		
免税用途使用承認書		
年 月 日付けで申請のあつた、引き取った軽油（引き取った量）キロリットルを（免税用途の内容）に使用したについて承認します。		

備考

- この処分について不服があるときは、この承認書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。
この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 123号様式付表 1 (第67条関係)

軽油引取税更正・決定・加算金決定通知内訳書 (納入分)

特別徴収義務者

住所 (所在地)

氏名 (名称)

		整理番号	枚のうち 枚目	
			年 月分	
税額算出区分		更正又は決定 によるもの	申告によるもの	差引不足分
引渡しに係る軽油の納入数量 (ア)		リットル	リットル	リットル
課税対象とならない数量	法第 144条の 2 の規定によつて除外される軽油の数量 (イ)			
	法第 144条の 5 第 1 号の規定によつて課税免除される軽油の数量 (ウ)			
	法第 144条の 5 第 2 号の規定によつて課税免除される軽油の数量 (エ)			
	免税証による軽油の納入数量 (オ)			
	合衆国軍隊等への軽油の納入数量(カ)			
	小計 ((イ) + (ウ) + (エ) + (オ) + (カ)) (キ)			
差引計 ((ア) - (キ)) (ク)				
欠減量 $\left\{ (ク) \times \frac{1}{100} \left(\frac{0.3}{100} \right) \right\}$ (ケ)				
課税標準量 ((ク) - (ケ)) (コ)				
税率 (カ)		円	円	
税額 ((コ) × (カ))		円	円	円

第 123号様式付表 2 (第67条関係)

軽油引取税更正・決定・加算金決定通知内訳書(納付分)

納税義務者

住所(所在地)

氏名(名称)

		整理番号	枚のうち 枚目	
			年	月分
税額算出区分		更正又は決定によるもの	申告によるもの	差引不足分
特約又は元売の燃料炭化水素油の販売	販売した燃料炭化水素油の数量	リットル	リットル	リットル
	控除分			
	差引計 (-) (ア)			
石油製品販売業者の混和軽油又は燃料炭化水素油の販売	販売した数量			
	控除分			
	差引計 (-) (イ)			
自動車の所有者の炭化水素油の消費	消費した炭化水素油の数量			
	控除分			
	差引計 (-) (ウ)			
特徴者の特別徴収の義務が消滅した場合	所有に係る数量			
	控除分			
	差引計 (-) (エ)			
特徴者の自らの消費	消費した軽油の数量			
	控除分			
	差引計 (-) (オ)			
免税軽油の他の者への譲渡	譲渡した軽油の数量 (カ)			
免税軽油用途以外の消費	消費した軽油の数量 (キ)			
特徴者以外の者の軽油の製造	消費又は譲渡した数量			
	控除分			
	差引計 (-) (ク)			
輸入数量 (ケ)				
合計 (ア) + (イ) + (ウ) + (エ) + (オ) + (カ) + (キ) + (ク) + (ケ) (コ)				
税率 (サ)		円	円	
税額 (コ) × (サ)		円	円	円

第 140号様式から第 149号様式までを削る。

第 139号様式 中「（第63条関係）」を「（第80条関係）」に改め、同様式を第 149号様式 とする。

第 139号様式 中「（第63条関係）」を「（第80条関係）」に改め、同様式を第 149号様式 とする。

第 138号様式中「（第63条関係）」を「（第80条関係）」に改め、同様式を第 148号様式とする。

第 137号様式中「（第63条関係）」を「（第80条関係）」に改め、同様式を第 147号様式とする。

第 136号様式中「（第63条関係）」を「（第80条関係）」に改め、同様式を第 146号様式とする。

第 135号様式中「（第63条関係）」を「（第80条関係）」に改め、同様式を第 145号様式とする。

第 134号様式中「（第63条関係）」を「（第80条関係）」に改め、同様式を第 144号様式とする。

第 133号様式中「（第63条関係）」を「（第80条関係）」に改め、同様式を第 143号様式とする。

第 132号様式中「（第63条関係）」を「（第80条関係）」に改め、同様式を第 142号様式とする。

第 130号様式及び第 131号様式を削る。

第 129号様式中「（第63条関係）」を「（第80条関係）」に改め、同様式を第 141号様式とする。

第 128号様式中「（第63条関係）」を「（第80条関係）」に改め、同様式を第 140号様式とする。

第 127号様式中「（第63条関係）」を「（第80条関係）」に改め、同様式を第 139号様式とする。

第 126号様式の 4 から第 126号様式の11までを削る。

第 126号様式の 3 の 2 中「（第60条の 2 関係）」を「（第77条関係）」に改め、同様式を第 138号様式とする。

第 126号様式の 2 及び第 126号様式の 3 を削る。

第 126号様式 中「（第60条関係）」を「（第76条関係）」に改め、同様式を第 137号様式 とする。

第 126号様式 中「（第60条関係）」を「（第76条関係）」に改め、同様式を第 137号様式 とする。

第 126号様式 中「（第60条関係）」を「（第76条関係）」に改め、同様式を第 137号様式 とする。

第 126号様式 中「（第60条関係）」を「（第76条関係）」に改め、同様式を第 137号様式 とする。

第 125号様式中「（第60条関係）」を「（第76条関係）」に改め、同様式を第 135号様式とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第 136号様式（第76条関係）

年 月 日

富山県総合県税事務所長 殿

申告者

住所

氏名

印

自動車税減免事由消滅申告書

富山県税条例第 146条の 2 第 4 項の規定により次のとおり申告します。

登録（車両）番号		
減免を受けて いた者	住所	
	氏名	
身体障害者等	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
消滅事由		
消滅年月日	年 月 日	
備考		

第 124号様式 中「（第60条関係）」を「（第76条関係）」に改め、同様式を第 134号様式 とする。

第 124号様式 中「（第60条関係）」を「（第76条関係）」に改め、同様式を第 134号様式 とする。

第 124号様式 中「（第60条関係）」を「（第76条関係）」に改め、同様式を第 134号様式 とし、第 123号様式付表 2 の次に次の10様式を加える。

第 124号様式（第67条関係）

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称） 様

富山県総合県税事務所長 印

軽油引取税不申告加算金（期限後申告分）決定通知書

次のとおり軽油引取税の不申告加算金額を決定しましたから通知します。

整理番号		年	月	分
申告書提出期限		年	月	日
申告書提出年月日		年	月	日
不申告加算金算出の基礎 となつた申告税額	円	加算金の率	%	
不申告加算金額	円			
納期限		年	月	日
不申告加算金決定の根拠				
備考	1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。 2 1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。 この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。			

第 125号様式（第68条関係）

仮特約業者指定通知書	
第 年 月 日 号	
住所（所在地） 氏名（名称） 様	
富山県総合県税事務所長 印	
地方税法第 144条の 8 第 1 項及び富山県税条例第 131条第 1 項の規定により、 次のとおり仮特約業者として指定したので通知します。	
仮 特 約 業 者	氏名（名称）
	住所（所在地）
	指定年月日 年 月 日
摘 要	

第 126号様式（第68条関係）

仮特約業者指定取消通知書	
第 年 月 日	
住所（所在地） 氏名（名称） 様	
富山県総合県税事務所長 印	
地方税法第 144条の 8 第 3 項及び富山県税条例第 131条第 3 項の規定により、 次のとおり仮特約業者の指定を取り消したので通知します。	
取り消した仮 特約業者	氏名（名称）
	住所（所在地）
	指定年月日 年 月 日
	取消年月日 年 月 日
取消しの事由	
備考	1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。 2 1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。 この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 127号様式（第69条関係）

特約業者指定通知書	
第 年 月 日	
住所（所在地） 氏名（名称） 様	
富山県総合県税事務所長 印	
地方税法第 144条の 9 第 1 項及び富山県税条例第 132条第 1 項の規定により、 次のとおり特約業者として指定したので通知します。	
特約業者	氏名（名称）
	住所（所在地）
	指定年月日 年 月 日
備考	

第 128号様式（第69条関係）

特約業者指定取消通知書	
第 年 月 日	
住所（所在地） 氏名（名称） 様	
富山県総合県税事務所長 印	
地方税法第 144条の 9 第 3 項及び富山県税条例第 132条第 2 項の規定により、 次のとおり特約業者の指定を取り消したので通知します。	
取り消した特約業者	氏名（名称）
	住所（所在地）
	指定年月日 年 月 日
	取消年月日 年 月 日
取消しの理由	
備考	1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。 この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 129号様式（第71条関係）

年 月 日

富山県総合県税事務所長 殿

特別徴収義務者

登録番号

住所（所在地）

氏名（名称）

印

特別徴収義務者登録消除申請書

富山県税条例第 136条の 2 第 5 項の規定により特別徴収義務者の登録の消除を申請します。

登録の消除を 申請する理由	
摘要	

第 130号様式（第71条関係）

特別徴収義務者登録消除通知書	
住所（所在地） 氏名（名称） 様 年 月 日 富山県総合県税事務所長 印	
次のとおり特別徴収義務者の登録を消除したので、富山県税条例第 136条の2 第 7 項の規定により通知します。	
特別 徴 収 義 務 者	氏名（名称）
	住所（所在地）
	登録番号 第 号
登録の消除をする理由	
登録消除年月日	年 月 日
備考	1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。 2 1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。 この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 131号様式（第72条関係）

承認印



直径 1.5センチメートル

第 132号様式（第73条関係）

第 年 月 日

特別徴収義務者
住所（所在地）
氏名（名称）

様

富山県総合県税事務所長 印

軽油引取税納入義務免除（還付）決定通知書
次のとおり軽油引取税の納入義務免除（還付）を決定しましたから通知します。

申請年月日	軽油返還年月日	軽油返還数量	に係る税額の 納入年月日	申請税額	決定事項		摘要
					承認数量	還付承認税額	
年 月 日	年 月 日	. kl	年 月 日	円	. kl	円	
		.			.		
		.			.		
計		.			.		

備考

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 133号様式（第75条関係）

年 月 日

富山県総合県税事務所長 殿

免税軽油使用者
住所（所在地）
氏名（名称）

印

免税軽油使用者証等紛失届

次のとおり免税軽油使用者証（免税証）を紛失したので、富山県税条例施行規則第75条第 1 項の規定により届け出ます。

免税軽油使用者	事務所又は事業所の所在地		
	業種名		
免税軽油使用者証の番号		第 号	
免税証	種類	番号	紛失枚数
		から まで	枚
		から まで	
		から まで	
		から まで	
	計		
紛失の事実			

備考 紛失の事実を証する関係官署の証明書を添付すること。

第 150号様式から第 156号様式までを削る。

第 157号様式中「（第83条関係）」を「（第82条関係）」に改め、同様式を第 150号様式とする。

第 158号様式中「（第83条関係）」を「（第82条関係）」に改め、同様式を第 151号様式とする。

第 159号様式中「（第83条関係）」を「（第82条関係）」に改め、同様式を第 152号様式とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の富山県税条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定中自動車取得税に関する部分は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の富山県税条例施行規則（以下「旧規則」という。）第61条の 3 第 1 項の規定により知事が指定している証紙代金収納計器取扱人は、新規則第54条第 1 項の規定により知事が指定した証紙代金収納計器取扱人とみなす。

4 新規則の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に富山県税条例の一部を改正する条例（平成21年富山県条例第24号）による改正後の富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号。以下「新条例」という。）第 126条第 1 項若しくは第 2 項に規定する軽油の引取り、同条第 3 項の燃料炭化水素油の販売、同条第 4 項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第 5 項の炭化水素油の消費若しくは新条例第 127条第 1 項各号（第 3 号又は第 4 号を除く。）の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新条例第 126条第 6 項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。

5 施行日前に富山県税条例の一部を改正する条例による改正前の富山県税条例

(以下「旧条例」という。)第 174 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する軽油の引取り、同条第 3 項の燃料炭化水素油の販売、同条第 4 項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第 5 項の炭化水素油の消費若しくは旧条例第 175 条第 1 項各号(第 3 号又は第 4 号を除く。)の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧条例第 174 条第 6 項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

- 6 この規則による改正前の富山県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)

訓 令

富山県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成21年 3 月31日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第 9 号

経 営 管 理 部
出 納 局
総合県税事務所

富山県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

富山県税事務取扱規程(昭和27年富山県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表中

「	ケ 自動車税課税台帳	第 2 号様式の 5
	コ 鉱区税課税台帳	第 2 号様式の 6
	サ 自動車取得税課税台帳	第 2 号様式の 7 の 2
	シ 軽油引取税課税台帳	第 2 号様式の 8
」		

を

「	ケ 自動車取得税課税台帳	第 2 号様式の 4 の 2
	コ 軽油引取税課税台帳	第 2 号様式の 4 の 3
」		

サ 自動車税課税台帳	第 2 号様式の 5
シ 鉱区税課税台帳	第 2 号様式の 6

に、

ク 自動車税徴収簿	を
ケ 鉱区税徴収簿	
コ 自動車取得税徴収簿	
サ 軽油引取税徴収簿	

ク 自動車取得税徴収簿	に改める。
ケ 軽油引取税徴収簿	
コ 自動車税徴収簿	
サ 鉱区税徴収簿	

第 5 条第 1 項中「第 699 条の 14 第 2 項」を「第 125 条第 2 項」に改める。

第 6 条第 2 項の表中 の項及び の項を削り、 の項を の項とし、 の項を の項とし、 の項を の項とし、 の項の次に次のように加える。

自動車取得税並びにその過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金	自動車取得税申告是認（更正、決定）決議書兼調定伺書又は自動車取得税更正・決定決議書	第 3 号様式の 9 又は第 3 号様式の 9 の 2
軽油引取税並びにその過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金	軽油引取税申告是認決議書兼調定伺、軽油引取税不申告加算金（期限後申告分）決定決議書兼調定伺、軽油引取税更正・決定・加算金決定決議書兼調定伺又は軽油引取税決定決議書兼調定伺	第 3 号様式の 9 の 3 又は第 3 号様式の 9 の 4

第 6 条の 2 第 1 項中「第 699 条の 14 第 2 項」を「第 125 条第 2 項」に改める。

第 6 条の 3 の表 の項及び の項を次のように改める。

自動車取得税月報	翌 月 10 日	第 7 号様式の 4
自動車税月報	翌 月 10 日	第 7 号様式の 5

第 7 条の 2 中「第 53 条第 46 項又は第 47 項」を「第 53 条第 50 項又は第 51 項」に、「同条第 46 項若しくは第 47 項」を「同条第 50 項若しくは第 51 項」に、「同条第 48 項」を「同条第 52 項」に改める。

第 13 条の 2 を削る。

第 14 条第 1 項中「第 700 条の 6 の 3 第 4 項」を「第 144 条の 8 第 4 項」に改め、

同条第 2 項中「第 700 条の 6 の 4 第 1 項後段」を「第 144 条の 9 第 1 項後段」に改め、同条第 3 項中「第 700 条の 6 の 4 第 4 項」を「第 144 条の 9 第 4 項」に改め、同条第 4 項中「第 700 条の 6 の 4 第 2 項及び第 8 項」を「第 144 条の 9 第 2 項及び第 9 項」に、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

第14条の 2 第 2 項中「電子情報処理施設」を「電子情報処理組織」に改める。

第14条の 4 の 2 中「第 700 条の 22 の 2 第 4 項」を「第 144 条の 32 第 4 項」に改める。

第14条の 6 中「第 700 条の 21 の 2 第 3 項」を「第 144 条の 30 第 3 項」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（自動車の売主の第二次納税義務に係る納付義務の免除の手続）

第14条の 7 事務所長は、条例第 137 条第 2 項に規定する自動車の売主から法第 11 条の 9 第 2 項の規定の適用があるべき旨の申告があつた場合においては、第 3 号様式の 10 の 2 による所有権留保付自動車の第二次納税義務に係る納付義務免除承認決議書によつて処理しなければならない。

第16条中「第53条第41項若しくは第42項」を「第53条第45項若しくは第46項」に、「同条第43項」を「同条第47項」に改める。

第19条中「第 699 条の 14 第 6 項」を「第 125 条第 6 項」に、「第 699 条の 15 第 1 項」を「第 126 条第 1 項」に、「第 700 条の 21 の 2 第 1 項」を「第 144 条の 30 第 1 項」に、「第 18 条」を「前条」に、「第 700 条の 22 第 1 項、第 4 項若しくは第 5 項」を「第 144 条の 31 第 1 項、第 4 項若しくは第 5 項」に改める。

第36条第 1 項中「第 699 条の 14 第 2 項」を「第 125 条第 2 項」に、「第 700 条の 21 第 1 項」を「第 144 条の 29 第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 700 条の 21 第 2 項」を「第 144 条の 29 第 2 項」に、「第 699 条の 14 第 4 項」を「第 125 条第 4 項」に改める。

第38条の 3 中「第88条の 2 第 1 項、」の次に「第 125 条第 1 項又は」を加え、「又は第 173 条の 11 第 1 項」を削る。

第39条中「第89条第 2 項」の次に「、法第 131 条第 2 項、法第 144 条の 46 第 2 項」を加え、「、法第 369 条第 2 項、法第 699 条の 20 第 2 項若しくは法第 700 条の 32 第 2 項」を「若しくは法第 369 条第 2 項」に、「法第 368 条第 3 項、法第 699 条の 19 第 3 項若しくは法第 700 条の 31 第 3 項」を「法第 130 条第 3 項、法第 144 条の 45 第

3 項若しくは法第 368 条第 3 項」に改める。

第 2 号様式の 4 の次に次の 2 様式を加える。

第2号様式の4の2（第3条関係）

自動車取得 税課税台帳	年度		納付 税額	円	更正・決 定税額	円	差引 税額	円	加算 金額	円	更正・決 定年月日	年 月 日
	年度		納付 税額	円	更正・決 定税額	円	差引 税額	円	加算 金額	円	更正・決 定年月日	年 月 日

第 2 号様式の 4 の 3 (第 3 条関係)

軽油引取税課税台帳

登録番号 業者区分 県税

< 特徴者又は納税者等 >

名称
屋号
代表者 電話番号 金融機関

所在地 郵便番号
送付先

< 県内の主たる事務所等 >

名称
代表者 電話番号 事務所数 委任払
登録年月日 通常申告
変更年月日
再登録年月日
休業期間 ~ 所在地 郵便番号

< 送付先 >

名称
代表者 電話番号 消除年月日
消除事由 所在地 郵便番号

< 指定情報 >

指定都道府県 元売名称 1
指定年月日 元売名称 2
取消年月日 元売名称 3
取消事由
備考

第 2 号様式の 7 の 2 及び第 2 号様式の 8 を削る。

第 3 号様式の 9 を次のように改める。

第3号様式の9（第6条関係）

所長	次長	自動車税 センター 所長	所長代理	課税課長	業務課長	合議	主務	年 月 日 起案
								年 月 日 決裁
								年 月 日 決裁

年度 月分自動車取得税申告是認（更正・決定）決議書兼調定伺

次のとおり申告を是認し、調定してよいか伺います。

区分	申告分			更正・決定分				合計		
	件数	課税標準	税額	区分	件数	課税標準	税額	件数	課税標準	税額
増額	当初申告分		千円 円	決定		千円 円			千円 円	
	修正申告分			更正						
	小計									
減額	更正			更正						
	免除			免除						
	減免			減免						
	小計									
	差引計									
申告分のうち証紙納付以外の分				加算金決定						
区分	件数	課税標準	税額	区分	件数	金額				
当初申告分			円	過少申告加算金		円				
修正申告分				不申告加算金						
小計				重加算金						

第3号様式の9付表（第6条関係）

自動車取得税納税義務者別訂正内訳書（修正申告、更正、決定、免除等減額）

年度 月分

[illegible]

第 3 号様式の 9 付表の次に次の 7 様式を加える。

第 3 号様式の 9 の 2 (第 6 条関係)

所長	次長	課長	班長	合議	主務	整理番号
納税義務者 住所(所在地) 氏名(名称)					年 月 日	起案
					年 月 日	決裁
					年 月 日	施行
自動車取得税更正・決定・加算金決定決議書						
次のとおり自動車取得税の課税標準及び税 額を更正し、納税義務者に通知してよい 加算金額を決定 伺います。						
なお、この更正により徴収する税額等の納期限は、年 月 日としてよい 決定 併せて伺います。						
登録(車両)番号				種類		
車名				定置場		
取得年月日		年 月 日		取得原因		
申告納付年月日		年 月 日	修正申告書 提出年月日	年 月 日	申告納付 期限	年 月 日
区分		課税標準		税率	税額	
更正又は決定によるもの		円		100	円	
既に申告納付したもの		円		100	円	
差引納付額		円			円	
加算金額	過少申告加算金	円		100	円	
		円		100	円	
	不申告加算金	円		100	円	
	重加算金	円		100	円	
更正又は決定の理由						
備考						

第3号様式の9の3 (第6条関係)

所長	次長	課長	班長	合議	主務	年 月 日 起案
						年 月 日 決裁
						年 月 日 施行

年度 月分軽油引取税申告是認決議書兼調定何
次のとおり申告を是認し、調定してよいか伺います。

課税区分	区分	本年度		前年度		対前年度比
		本月分	累計分	本月分	累計分	
		件数金額(円)	件数金額(円)	件数金額(円)	件数金額(円)	
特別徴収分	申告					
	更正・決定					
	計					
	申告					
一四四の二	更正・決定					
	計					
	申告					
	更正・決定					
一四四の三	計					
	申告					
	更正・決定					
	計					
一四四の二	申告					
	更正・決定					
	計					
	申告					
納付小計	普通徴収分					
	税率改正等					
	申告					
	更正・決定					
計	申告					
	更正・決定					
	計					
	申告					
合計	申告					
	更正・決定					
	計					
	申告					

課税区分	区分	本年度		前年度		対前年度比	
		本月分(kl)	累計分(kl)	本月分(kl)	累計分(kl)	本年分	累計分
特別徴収分	軽油の引渡数量 (ア)						
	144の2 (イ)						
	144の5 (ウ)						
	144の5 (エ)						
	免税証 (オ)						
	合衆国 (カ)						
	小計 ((イ)~(カ)) (キ)						
	差引計 ((ア)-(キ)) (ク)						
	元売						
	特約						
	小計 (ケ)						
	課税標準量 (ク)-(ケ)						
申告	更正・決定						
	計						
144の2	申告						
	更正・決定						
	計						
144の3	申告						
	更正・決定						
	計						
144の3	申告						
	更正・決定						
	計						
普通徴収分	普通徴収分						
	税率改正等						
	申告						
	更正・決定						
計	申告						
	更正・決定						
	計						
	申告						

特別徴収義務者数	元売		特約		その他		計	
	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外

第 3 号様式の 9 の 3 （第 6 条関係）

所長	次長	課長	班長	合議	主務	年 月 日 起案
						年 月 日 決裁
						年 月 日 施行

軽油引取税不申告加算金（期限後申告分）決定決議書兼調定伺

特別徴収義務者（納税者）

住所（所在地）

氏名（名称）

次のとおり不申告加算金を決定し、上記の者に通知してよいか伺います。

なお、この決定により徴収する加算金の納期限は、年 月 日としてよいか併せて伺います。

整理番号		年 月 分
申告書提出期限	年 月 日	
申告書提出年月日	年 月 日	
不申告加算金算出の基礎 となつた申告税額	円	加算金の率 %
不申告加算金額	円	
納期限	年 月 日	
不申告加算金決定の根拠		
備考		

第3号様式の9の3 (第6条関係)

年度 月分軽油引取税調定内訳書(納入)

行為 年月	業態	特別徴収義務者		納入数量(リ ットル)	課税済み数量 (リットル)	免税証による 数量(リット ル)	課税標準量 (リットル)	申告納入額(円)	対前年度 比(%)

第3号様式の9の3 (第6条関係)

年度 月分軽油引取税調定内訳書(納付)

行為 年月	業態	納税義務者		申告納付数量(リ ットル)	控除計(リットル)	課税標準量(リッ トル)	申告納付額(円)	対前年度 比(%)

74 平成21年3月31日 富山県報 号外(26)

整理番号

所長	次長	課長	班長	合議	主務	年 月 日起案
						年 月 日決裁
						年 月 日施行

納税課長	合議	担当者

特別徴収義務者（納税者）

住所（所在地）

氏名(名称)

次のとおり軽油引取税の課税標準及び税額を更正し、上記の者に通知してよいが伺います。

[illegible]

第 3 号様式の 9 の 3 付表 1 (第 6 条関係)

軽油引取税更正・決定・加算金決定通知内訳書(納入分)

特別徴収義務者(納税者)

住所(所在地)

氏名(名称)

		整理番号	枚のうち	枚目
税額算出区分		年 月分		
		更正又は決定 によるもの	申告によるもの	差引不足分
引渡しに係る軽油の納入数量 (ア)		リットル	リットル	リットル
課税対象とならない数量	法第 144 条の 2 の規定によつて除外される軽油の数量 (イ)			
	法第 144 条の 5 第 1 号の規定によつて課税免除される軽油の数量 (ウ)			
	法第 144 条の 5 第 2 号の規定によつて課税免除される軽油の数量 (エ)			
	免税証による軽油の納入数量 (オ)			
	合衆国軍隊等への軽油の納入数量(カ)			
	小計 (イ) + (ウ) + (エ) + (オ) + (カ) (キ)			
差引計 (ア - (キ)) (ク)				
欠減量 $\left\{ (ク) \times \frac{1}{100} \left(\frac{0.3}{100} \right) \right\}$ (ケ)				
課税標準量 (ク - (ケ)) (コ)				
税率 (カ)		円	円	
税額 ((コ) × (カ))		円	円	円

第 3 号様式の 9 の 3 付表 2 (第 6 条関係)

軽油引取税更正・決定・加算金決定通知内訳書(納付分)

納税義務者

住所(所在地)

氏名(名称)

整理番号

枚のうち 枚目

税額算出区分	更正又は決定によるもの	年 月分	
		申告によるもの	差引不足分
特約又は元 売の燃料炭 化水素油の 販売	販売した燃料炭化水素油の数量	リットル	リットル
	控除分		
	差引計(-) (ア)		
石油製品販 売業者の混 和軽油又は 燃料炭化水 素油の販売	販売した数量		
	控除分		
	差引計(-) (イ)		
自動車の所 有者の炭化 水素油の消 費	消費した炭化水素油の数量		
	控除分		
	差引計(-) (ウ)		
特徴者の特 別徴収の義 務が消滅し た場合	所有に係る数量		
	控除分		
	差引計(-) (エ)		
特徴者の自 らの消費	消費した軽油の数量		
	控除分		
	差引計(-) (オ)		
免税軽油の 他の者への 譲渡	譲渡した軽油の数量 (カ)		
免税軽油用 途以外の消 費	消費した軽油の数量 (キ)		
特徴者以外 の者の軽油 の製造	消費又は譲渡した数量		
	控除分		
	差引計(-) (ク)		
輸入数量 (ケ)			
合計 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ク)+(ケ) (コ)			
税率 (カ)	円	円	
税額 (コ)×(カ)	円	円	円

第 3 号様式の 9 の 4 (第 6 条関係)

所長	次長	課長	班長	合議	主務者	年 月 日起案	通知	台帳		整理 番号
						年 月 日決裁				
軽油引取税決定決議書兼調定伺										
住所 (所在地)										
氏名 (名称)										
区分		課税標準量	税率		税額		摘要			
法第 144 条の 22 第 4 項の規定によるもの		kl	円		円					
法第 144 条の 25 第 5 項の規定によるもの										
納税通知書発付予定年月日		年 月 日								
納期限		年 月 日								
摘要										

第 3 号様式の 10 の 2 中「（第 13 条の 2 関係）」を「（第 14 条の 7 関係）」に改める。

第 3 号様式の 13 の 2 及び第 3 号様式の 13 の 3 を削る。

第 3 号様式の 14 から第 3 号様式の 15 までを次のように改める。

第 3 号様式の 14 及び第 3 号様式の 15 削除

第 7 号様式の 4 を次のように改める。

第7号様式の4付表1（第6条の3関係）

年度 月分自動車取得税月報付表（1 / 2）

車種		区分	新車						中古車									計			+	=																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
			申告分			更正・決定分			申告分						更正・決定分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			新規登録台数	課税標準	税額	台数	課税標準	税額	新規登録台数	移転台数	変更台数	台数小計	課税標準	税額	台数	課税標準	税額	台数	課税標準	税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
自動車	乗用車	普通車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

第7号様式の4付表2（第6条の3関係）

自動車取得税月報付表（2 / 2）

区分 車種		(免除・減免・更正減)による減額															合計 + =				
		新車					中古車					計 + =									
		免除 台数	減免 台数	更正減 台数	金額		免除 台数	減免 台数	更正減 台数	金額		免除 台数	減免 台数	更正減 台数	台数 小計	金額		台数	課税標準	税額	
				課税標準	税額					課税標準	税額						課税標準	税額			
自動車	乗用車	普通車																			
		小型車																			
		小計																			
	トラック	普通車																			
		小型四輪車																			
		小型三輪車																			
		貨客兼用車																			
		被けん引車																			
		小計																			
	バス																				
	特種用途車																				
	合計																				
軽自動車	四輪乗用車																				
	四輪トラック																				
	三輪トラック																				
	特種用途車																				
	合計																				
総合計																					

第7号様式の4付表3（第6条の3関係）

自動車取得税取得価格段階別課税状況調

（新車
中古車
合計）

自： 年 月 日
至： 年 月 日

取得価格		免税点以下	20超～50万円以下(A)		50超～60万円以下(B)		60超～100万円以下(C)		100超～200万円以下(D)		200万円超(E)		合計 (A) + (B) + (C) + (D) + (E)	
車種		台数	台数	課税標準	台数	課税標準	台数	課税標準	台数	課税標準	台数	課税標準	台数	課税標準
自動車	乗用車													
	普通車													
	小型車													
	小計													
	トラック													
	普通車													
	小型四輪車													
	小型三輪車													
	貨客兼用車													
	被けん引車													
	小計													
軽自動車	バス													
	特種用途車													
	合計													
	四輪乗用車													
	四輪トラック													
	三輪トラック													
	特種用途車													
	合計													
	総合計													

第7号様式の4付表4（第6条の3関係）

自動車取得税取得価格段階別課税状況調（非課税等）

区分 車種			取得価格50万円以下				非課税車					
			新車台数	中古車登録台数				新車台数	中古車登録台数			
				新規	移転	変更	計		新規	移転	変更	計
自動車	乗用車	普通車										
		小型車										
		小計										
	トラック	普通車										
		小型四輪車										
		小型三輪車										
		貨客兼用車										
		被けん引車										
		小計										
	バス											
	特種用途車											
	合計											
	軽自動車	四輪乗用車										
		四輪トラック										
三輪トラック												
特種用途車												
合計												
総合計												

第 7 号様式の 6 の 2 及び第 7 号様式の 6 の 3 を削る。

第13号様式中「事務所長 印」を「富山県総合県税事務所長 印」に、
「第 700 条の 6 の 3 第 4 項」を「第 144 条の 8 第 4 項」に改める。

第14号様式中「事務所長 印」を「富山県総合県税事務所長 印」に、
「第 700 条の 6 の 4 第 1 項後段」を「第 144 条の 9 第 1 項後段」に改める。

第14号様式の 2 中「事務所長 印」を「富山県総合県税事務所長 印」
に、「第 700 条の 6 の 4 第 4 項」を「第 144 条の 9 第 4 項」に改める。

第14号様式の 3 中「事務所長 印」を「富山県総合県税事務所長 印」
に、「第 700 条の 6 の 4 」を「第 144 条の 9 」に、「第 8 項」を「第 9 項」に改め
る。

第14号様式の 3 中「自治大臣」を「総務大臣」に、「事務所長 印」
を「富山県総合県税事務所長 印」に、「第 700 条の 6 の 4 」を「第 144 条の 9 」に、
「第 8 項」を「第 9 項」に改める。

第15号様式の 2 中「第 177 条」を「第 130 条又は附則第 6 条の 5 第 1 項」に改
める。

第15号様式の 2 中「第 185 条第 1 項又は第 3 項前段」を「第 136 条の 5 第 1 項
又は第 3 項」に改める。

第15号様式の 3 中「第 177 条」を「第 130 条又は附則第 6 条の 5 第 1 項」に改
める。

第15号様式の 4 を次のように改める。

第15号様式の 4 （第14条の 4 関係）

使用済免税証回収整理表（用途別）

用途別 免税証の種類		免税証の種類																				合計		累計						
		1 1		5 1		10 1		20 1		50 1		100 1		200 1		500 1		1,000 1		5,000 1		10,000 1		枚数	数量	枚数	数量			
法第 144条の 6 該当のもの 法附則第12条の 2 の 4 第 1項第 1号 該当のもの 法附則第12条の 2 の 4 第 1項第 2号 該当のもの 法附則第12条の 2 の 4 第 1項第 3号 該当のもの 法附則第12条の 2 の 4 第 1項第 4号 該当のもの 陶磁器 建築粘土 セメント 生コンクリート 鉄鋼業 電気供給 地熱開発 鉱物掘採 とび・土工 鉱さいバラス 法附則第12条の 2 の 4 第 1項第 5号 該当のもの 貨物運送 航空 廃棄物処理 木材加工 木材市場 たい肥 自動車教習 索道 ゴルフ場	石油化学																													
	漁船																													
	漁船以外の船舶																													
	航路標識等																													
	鉄道・軌道																													
	農業等																													
	林業等																													
	陶磁器																													
	建築粘土																													
	セメント																													
	生コンクリート																													
	鉄鋼業																													
	電気供給																													
	地熱開発																													
	鉱物掘採																													
	とび・土工																													
	鉱さいバラス																													
	法附則第12条の 2 の 4 第 1項第 5号 該当のもの	港湾運送																												
	貨物運送																													
	航空																													
廃棄物処理																														
木材加工																														
木材市場																														
たい肥																														
自動車教習																														
索道																														
ゴルフ場																														
当月計																														
累計																														

第15号様式の 8 から第15号様式の10までの規定中「（第14条の 4 の 2 関係）」を
「（第 3 条、第14条の 4 の 2 関係）」に改める。

第30号様式 中「第 699条の14第 2 項」を「第 125条第 2 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の富山県税事務取扱規程に定める様式による用紙は、当
分の間、所要の調整をして使用することができる。

（税 務 課）